

京都市告示第 68 号

京都市里道管理条例第2条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定し、同条例第4条の規定に基づき、次の里道の路線を廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成30年4月20日

京都市長 門川大作

(指定里道)

整理番号	名称	起終	点
1	東九条里0010号	南区東九条北烏丸町4番地の2地先 同町3番地の6地先	点

(廃止里道)

整理番号	名称	起終	点
1	檜原里5001号	西京区檜原甲水45番地の3 同上	点
2	檜原里5002号	西京区檜原甲水26番地の9 同町27番地の3	点
3	檜原里5007号	西京区檜原甲水23番地の6 同町26番地の4	点
4	檜原里5008号	西京区檜原甲水44番地の5 西京区檜原比恵田町23番地の2	点
5	檜原里5009号	西京区檜原甲水44番地の5 西京区檜原比恵田町23番地の2	点
6	御陵里5001号	西京区御陵内町13番地の8 同町13番地の13	点
7	御陵里5004号	西京区御陵内町13番地の8 同上	点

(建設局土木管理部道路明示課)